

議案第44号

日野町福祉事務所の設置に関する条例の一部改正について

日野町福祉事務所の設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年9月8日提出

日野町長 景山 享弘

日野町福祉事務所の設置に関する条例の一部を改正する条例

日野町福祉事務所の設置に関する条例(平成24年日野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(所管事務) 第3条 福祉事務所は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>(昭和39年法律第129号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)、及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)、に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、社会福祉に関する事務のうち町長が必要と認める事務を掌るものとする。	(所管事務) 第3条 福祉事務所は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、<u>母子及び寡婦福祉法</u>(昭和39年法律第129号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)、及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、社会福祉に関する事務のうち町長が必要と認める事務を掌るものとする。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。